

PS+ARR サービス概要

資産の再販（購入より 6 ヶ月間有効）

はじめに

本文書およびその付属文書（「**本サービス概要**」）は、資産の再販サービス（「**本サービス**」）の特徴を記したものです。

Dell Technologies Services（「**デル**」）は、本サービス概要に従ってこれらのサービスを提供します。本プロモーションは ProSupport もしくは ProSupport Plus をご購入いただいたお客様のみにご提供可能です。10 台以上購入されたお客様の同数の既存機器を買い取るサービスです。見積書、注文書、または双方で合意したその他の書式による請求書もしくは注文確認書（以下、該当する場合は「**注文書**」）には、お客様が購入されたサービスの名称および利用可能なサービスオプションが記載されます。追加のサポートが必要な場合、またはサービス契約書の写しをご請求になる場合は、デルのテクニカルサポートまたはリセラーにお問い合わせください。

本サービスの範囲

本サービス概要は、デルブランドおよびデル以外のブランド双方の機器資産の再販サービスに適用されます¹。

お客様所有の機器が対象のサービスオプション：

- ・ オフサイトでのデータサニタイズオプション付きの IT 資産の再販：後述する集荷前に、お客様にて機密データの削除が必要（詳細はサービス付属文書 2）

ご購入いただいた資産の再販は、発注書にてご確認ください。ご購入いただいたオプションによっては、次のとおり、特定のサービスに対応した条件が適用されます。

¹ 現地の法令や規制要件に基づき、制約が適用される場合があります。



資産の再販サービスの概要

	サービスの詳細	付属サービス		
		機密データはお客様が削除	デルによる資産リサイクル	デルによる価値の回収
別紙 2	オフサイトでのデータ サニタイズオプション 付き IT 資産の再販	はい	はい	はい

本サービスは、後述する、環境に配慮しかつ便利な方法で機器を廃棄します。購入したサービスのバージョンにより、通常、サービスは最大 4 つの主要機能で構成されています。

1. スケジュールの設定
2. 集荷
3. 処理
4. 報告書作成

次の該当するサービス付属書に記載されるとおり、前述の主な機能のすべてが、あらゆるサービスに適用されるわけではありません。

デルのサービスに関する契約条件

A. お客様とデルとの契約。

本サービス概要は、カスタマ（「**お客様**」または「**カスタマ**」）と、本サービスを購入するためのお客様の注文書に記載された法人（「**デル法人**」）との間で締結されます。本サービスは、お客様がデル法人と別途締結し、本サービスの販売を明示的に許可するマスターサービス契約に基づき提供されます。マスターサービス契約がない場合、本サービスの提供には、お客様の所在地に応じて、デルの商用販売契約条件または次の表に記載のお客様の地域の契約（以下、該当する場合は「**原契約**」）が適用されます。お客様の原契約を確認するには、以下の URL 一覧の中から、お客様の所在地に該当するものをご参照ください。両当事者は、ウェブサイトに掲載されたこの契約条件を読み、それに従うことに同意するものとしてします。



お客様の所在地	Dell Technologies Services のサービス購入に適用される契約条件	
	デルから Dell Technologies Services を直接購入されるお客様	認定再販業者経由で Dell Technologies Services を購入されるお客様
アジア太平洋地域および日本	現地 Dell.com の国別 Web サイトまたは Dell.com/servicesdescriptions/global 。*	リセラー者から受け取るサービス概要およびその他のデル法人のサービスに関する文書は、お客様とデル法人との契約とはみなされず、お客様がリセラー者から購入するサービスの内容、サービスの受け手としてのお客様の義務、およびこれらのサービスの範囲と制限について説明することのみを目的としています。このため、本サービス概要およびその他のデル法人のサービスに関する文書で言及される「カスタマ」はお客様を指すものと解釈され、「デル法人」はお客様のリセラー者に代わってサービスを提供するサービスプロバイダを指すものとのみ解釈されます。本書に記載された本サービスについて、お客様とデル法人の間には直接的な契約関係は発生しません。疑義を回避するため、その性質上、買い手と売り手との直接的な関係に限定される支払い条件またはその他の契約条件はお客様には適用されず、お客様とリセラーとの合意に基づくものとします。

* 現地の Dell.com ウェブサイトにアクセスするには、お客様の国内でインターネットに接続されているコンピュータから Dell.com にアクセスするか、

Dell.com/content/public/choosecountry.aspx?c=us&l=en&s=gen で利用できるデルのウェブサイトにある「Choose a Region/Country (国 / 地域の選択)」オプションから選択してください。

現地の法令で許される範囲において、デルは、Dell.com/servicesdescriptions/global に更新情報を掲載することによって、随時、本サービス概要の契約条件を変更することができます。さらにお客様は、本サービスを更新、変更、拡張し、または当初ご購入いただいた期間を超えてサービスを引き続き利用する場合、前述のウェブサイトに掲載されている、その時点での最新のサービス概要が適用されることに同意するものとします。

本契約を構成する各文書の諸条件に矛盾が存在する場合は、(i) 本サービス概要、(ii) 原契約、(iii) 注文書の順に優先されるものとします。矛盾を解決するとともに、できる限り矛盾が生じない（同一の条内や項内、パラグラフ内の矛盾を含む）ように、優先条項はできる限り狭く解釈されるものとします。

お客様は、本サービスの注文、本サービスの利用、本サービスや関連するソフトウェアの利用、または Dell.com や Delltechnologies.com のウェブサイトにおける購入時、あるいは Dell Technologies のソフトウェアもしくはウェブページのインタフェースに表示される「I Agree (同意する)」ボタンやボックスなどをクリック / 選択することで、本サービス概要および参照によって本書に記載された契約内容に従うことに同意したものとみなされます。お客様が企業またはその他の法人の代理として本サービス概要を締結する場合、お客様は当該法人に本サービス概要を順守させる権限を有することを表明します。この場合、「お客様」または「カスタマ」とは、その法人を指します。一部の国のお客様は、本サービス概要に同意した上で注文書への署名が必要になる場合もあります。



B. 用語の定義

1. 「**資産タグ**」とは、お客様が機器に添付する外部インベントリラベルです。
2. 「**廃棄証明書**」とは、すべてのハードドライブが後述 4.f 項に従ってサニタイズされまたは廃棄され、その他すべての機器は当該国や州にて適用される法令に従って廃棄 / リサイクルされたことを示す、デルがお客様に提出する文書を指します。
3. 「**お客様の梱包に関する権利放棄書**」とは、お客様の資産を梱包、パレット積み、シュリンク包装するデル側の義務を、お客様が放棄することを指します。本文書により、お客様はさらに、デルが作成したインベントリ報告書に対し異議を唱える権利も放棄します。
4. 「**データサニタイズ**とは、NIST（米国国立標準技術研究所）Special Publication 800-88 Revision 1、「媒体のサニタイズに関するガイドライン（「NIST 800-88 Rev. 1」）に準拠する方法で、データを保有するデバイスに対して実施する、認定されたデータサニタイズ処理を指します。
5. 「**オンサイトデータサニタイズサマリー**」とは、デルが 1 回のサイト訪問中にデータをサニタイズしようとするシステムおよびシステムハードドライブの一連のインベントリリストです。
6. 「**データサニタイズの作業スペース**」とは、データサニタイズのサービスが実施される、サイトにおける安全かつ十分な作業スペースを指します。
7. 「**デルのロジスティクスプロバイダ**」とは、デルの指示によって物流サービスを代行するプロバイダです。
8. 「**機器**」とは、お客様が破棄するために保有するすべての機器を指します。
9. 「**報告書**」とは、本サービスの完了に伴い、デルがお客様に提出する文書を指します。報告書には、本サービスの対象となった各機器の情報が記載されます。
10. 「**ロジスティクス ID**」とは、本サービス概要に基づいて集荷する機器ごとにデルが取得する固有の識別子です。（適用する場合のみ）
11. 「**集荷**」とは、サイトから機器を収集するプロセスです。
12. 「**機器**」とは、デスクトップまたはモバイルコンピュータ（ラップトップ、ノートブック、タブレットなど）、モニタ、プリンタ、サーバ、その他の IT ハードウェアや部品（本サービス概要では総称して「**機器**」と呼ぶ）を指します。
13. 「**シリアルナンバー**」とは、メーカーが機器に割り当てた固有の識別子です。
14. 「**回収伝票**」とは、デルのロジスティクスプロバイダが発行する貨物運送状、船荷証券、または機器の数を記載した文書を指します。



15. 「回収業者」とは、デルが機器を処理するサイトまでの機器の運送を担当するロジスティクスプロバイダを指します。
 16. 「サイト」とは、お客様が指定した、集荷やサニタイズが実施される場所を指します。
 17. 「システム」とは、デスクトップまたはモバイルコンピュータ（ノートパソコン、ノートブック、タブレット、ネットブック、シンクライアントなど）を指します。
 18. 「UEPP」とは、デルが毎月発行する Used Equipment Purchase Pricelist です。UEPP には有効期限があり、値は毎月変動します。最新の UEPP については、デルアカウントチームにお問い合わせください。
 19. 「キャッシュバック金額」とは、本契約書に従って処理される、デルが再販可能と判定した各機器ごとにお客様に支払われるキャッシュバックです。
- C. サービスの期間満了（購入日から 6 か月後）。準拠法で別段の定めがある場合を除き、お客様は本サービスを当初購入日から 6 か月（以下、「期間満了日」）を経過するまで利用することができます。当初購入日とは、デルからサービスに関する請求書が発行された日付または注文確認書が発行された日付のいずれか早い方の日付です。期間満了日が過ぎると、お客様がサービスを利用しなかった場合でも、デルのサービス提供は完了したとみなされます。
- D. 譲渡の禁止。お客様は、本サービスを譲渡することはできません。
- E. サービスの変更またはキャンセル。変更またはキャンセルがある場合、お客様はサービス予定日の 2 営業日前までに通知しないと、追加料金が必要になります。本サービスをキャンセルする場合は、デルアカウントチームにキャンセル申請を送信してください。お客様がデルのロジスティクスプロバイダに直接連絡して、集荷のスケジュールを設定した場合は、デルのロジスティクスプロバイダにも集荷をキャンセルする旨を直接通知する必要があります。
- F. 返送の不可。いったん集荷した機器は返送できません。
- G. デルのプロバイダ。お客様は本契約において、本サービスの全部または一部の実施において、デルが子会社やプロバイダを使用する場合があることを理解し、同意することとします。デルは、サービスを実施する場所およびサービスを実施する当事者を適宜変更できますが、サービスの履行に関するお客様への責任はデルが負うものとします。
- H. 汚染されている製品の拒否。化学物質、生物学的作用物質、またはその他の物質（原型かつ新しい状態の機器には本来必要がなく、そうでない場合でも通常のオフィス環境では使用されない物質）で汚染された、または汚染された疑いのある機器に対しては、本サービスを提供しません。お客様は、このような汚染をデルに通知しなかったことに関連するコストや費用を全額負担するものとします。



- I. **ソフトウェア/データのバックアップ。**（お客様提供の USB フラッシュドライブを含む）機器上にあるデータまたはソフトウェアの復元に関して、デルは一切責任を負いません。
- J. **米国の PHI に関する規制。**米国内で業務を行うお客様、またはその他の理由により米国医療保険の携行性と責任に関する法律（以下、「HIPAA」）の適用を受けるお客様については、連邦規則集第 45 編 160.103 に定められた保護医療情報（以下、「PHI」）の処理または保管のために使用されていた機器へのアクセスをデルに提供する前に、権限のない個人が、米国保健福祉長官（以下「長官」）の定める次のいずれかのテクノロジーまたは手段を用いることにより、当該機器上のすべての PHI を利用、読み取り、解読できないことについて表明し、また保証するものとします。
1. NIST（米国国立標準技術研究所）Special Publication 800-88, Revision 1、「媒体のサニタイズに関するガイドライン（NIST SP 800-88）」に準拠する方法で電子媒体から PHI を消去、パージ、または破壊
 2. 連邦規則集第 45 編 164.304 に定められた方法による PHI の暗号化

お客様は、権限のない個人が PHI を利用、読み取り、解読できないように PHI を保護する方法について、長官が発行するガイダンスの最新情報を確認するものとします。また、デルに提供される作業対象の機器や資料に含まれる

PHI に関連する適用可能なすべてのガイダンスに従うものとします。

- K. **サービス提供範囲に関する業務上妥当な制限。**デルは、機器の状態、サイズ、または設置場所により、デルまたはデルのサービスプロバイダに容認し難いリスクが発生すること、またはサービス提供範囲を逸脱することが予想される場合、サービスの提供を拒否することがあります。不可抗力に起因する本サービスの不履行または履行遅滞について、デルは一切の責任を負わないものとします。
- L. **オプションサービス。**デルでは、ご購入いただいた製品に対してさまざまなオプションサービス（必要時サポート、インストール、コンサルティング、マネージドサービス、プロフェッショナルサービス、サポートサービス、トレーニングサービスなど）をご用意しております。サービス内容は、お客様の所在地によって異なります。オプションサービスによっては、デルとの別途の契約が必要となる場合があります。契約が別途締結されていない場合、オプションサービスは本サービス概要に従って提供されません。
- M. **解約。**デルは、次の理由により、本サービスの期間満了前に、随時本サービスを解約できるものとします。
- 請求書の条件に従ってお客様が本サービスの料金全額を支払っていない場合



- アナリストやオンサイト技術者に対して、お客様が誹謗中傷や脅迫を行った場合、または協力要請に応じなかった場合
- お客様が本サービス概要に定められているすべての契約条件を順守できない場合

デルが本サービスを解約する場合、デルは、お客様の請求書に記載されている住所宛てに書面による解約通知を送付します。この通知は、解約の理由と解約の発効日を明示するものであり、解約の発効日は、デルがお客様に解約通知書を送付した日から 10 日後以降となります。ただし、地域の法律によりこれと異なる解約規定が義務付けられており、かつ契約によってこれを変更できない場合は、その限りではありません。デルが本項の規定に従って本サービスを解約した場合、すでにデルに支払われた料金は返金されません。また、デルに支払うべき料金の支払いが免除されることもありません。

N. 地理的制限および移転。 本サービスは、一部の地域でご利用いただけない場合があります。サービスオプション

(サービスレベル、テクニカルサポートの提供時間帯、オンサイト対応の所要時間など) は地域によって異なり、オプションによってはお客様の所在地でご購入できない場合があります。詳細については、デルのリセラーまでお問い合わせください。

O. データサニタイズの限界。 お客様のセキュリティニーズに対して、デルが何らかの推奨を行ったり、各種のデータサニタイズ方法について優劣を決めたりすることは一切ありません。デルが回収したハードドライブに保存されている極秘情報および機密情報を保護する責任は、お客様にあります。詳細に関しては、[媒体のサニタイズに関するデルのステートメント](#)をご参照ください。

P. サービス提供時間。 これらのサービスは、1 週間の労働時間に関する現地の法規に従い、以下の表に記載されている場合を除き、月曜日から金曜日のデルの通常営業時間（お客様の現地時間で午前 8:00～午後 5:00）

（「営業時間」）内に実施されます。

国名	デルの通常営業時間
オーストラリア、バミューダ、中国、ハイチ、香港、日本、オランダ領アンティル、ニュージーランド、シンガポール、タイ	月曜～金曜、9:00 ～ 17:00

事前の書面による別段の取り決めがない限り、通常の営業時間外または現地の休日には、サービスは提供されません。

© 2018 すべての著作権は Dell Technologies Inc. に帰属します。本書内の商標および商標名は、それらの商標または商標名を主張する団体、もしくはその製品を表すために使用される場合があります。デルの販売契約条件は、ご依頼があれば印刷した書面でも提供しています。



サービス付属文書 2 オフサイトでのデータサニタイズオプション付き IT 資産の再販 - (購入より 6 カ月間有効)

A. デルの責任

1. スケジュール設定。

a. 集荷。デルは、機器の集荷と発送について、デルのロジスティクスプロバイダに委託します。デルのロジスティクスプロバイダは、お客様に連絡して、サイトごとに、機器の数を確認し、営業時間内で双方に都合のよい集荷スケジュールを設定します。集荷は、通常、連絡した日から 3 営業日以降にスケジュール設定されます。

2. 集荷。デルのロジスティクスプロバイダは、次の作業を実施します。

- a. サイトに到着次第、お客様側のご担当者ご連絡して、集荷するサイトに向かいます。
- b. 機器ごとに固有のロジスティクス ID と、サイトから持ち出す機器の数を記録します。(適用される場合のみ)
- c. 回収伝票に、サイトから持ち出す機器の数を記録します。
- d. 機器をまとめてパレット、緩衝紙、シュリンク包装で梱包します (メモ: 機器を個々に箱詰めすることはありません - 「お客様の責任」を参照)。
- e. ケーブル、周辺機器、ポートレプリケーター、外付けドライブ、キーボード、マウス、ドッキングステーションなどのアイテムは、まとめて箱詰めし、その他としてリストに記載します。
- f. サイトを離れる前にお客様に回収伝票をお渡しして署名をいただき、
- g. デルの処理サイトへ機器を搬送します。

3. 処理。機器がデルの処理サイトに到着次第、デルは次の作業を実施します。

a. 監査 :

- i. インベントリ追跡システムに、各機器のロジスティクス ID を記録します。(適用する場合のみ)



- ii. デスクトップまたはモバイルコンピュータ、モニタ、プリンタのそれぞれについて、報告書に次の情報を記録します。
 - 型、モデル、メーカー、シリアルナンバー、資産タグ（ある場合）、スクリーンサイズ（該当する場合）
 - iii. 取り外したハードドライブのそれぞれについて、報告書に次の情報を記録します。
 - 型、モデルナンバー、メーカー、シリアルナンバー（ある場合）
 - iv. 他のすべての機器について、次の情報を記録します。
 - 機器を識別できる説明、機器の状態、メーカー、シリアルナンバー（該当する場合）、資産タグナンバー（該当する場合）、機器の重量
 - v. すべての資産タグを外します。
- b. 機能テスト：次の機器をテストしてその結果を報告書に記入します。
- i. デスクトップ、モバイルコンピュータ、サーバまたはエンタープライズユニット：
 - 機能
 - RAM 容量
 - ハードドライブの数とサイズ
 - プロセッサ速度
 - 取り付けられている CD ROM または DVD
 - 正常動作する LCD の目視確認（モバイルコンピュータ）
 - ii. モニタ：機能
 - iii. プリンタ：機能
 - iv. その他の IT ハードウェア：機能
- c. 外見による格付け：機能テストを実施したすべての機器に対して、各機器の外見の状態を報告書に記入します。例えば、次のようになります。（メモ：格付けの基準は地域によって異なる場合があります）。
- i. クラス C：中古機器、機能は正常で摩耗や損傷は標準的です。
 - ii. クラス D：中古機器で、部品が欠損しているか、標準以上の摩耗や損傷による表面の破損があります。



- iii. クラス S (スクラップ) : 中古機器 (再販不可) で、リサイクルまたは分解して部品を使用します。また、主要部品が欠損しているか、表面の破損が著しいため再販できない、市場価値のない機器も含まれます。
- d. 価値の最適化 : 再販可能な機器の価値を最適化し、キャッシュバック金額を得るための試みです。お客様が最大限のキャッシュバック金額を得るには、その機器が (i) 正常に動作していて、各機器が original equipment manufacturer (“OEM”) の動作テストに合格するために必要となる電源コードやその他のアイテムを備えていること、(ii) 外見上軽いクリーニングが必要な程度で大きな問題がなく、プラスチックのひびがないことを確認します。これらの条件を満たすことで、中古機器として標準的な摩耗や損傷で、正常に機能するものとして再販することができます。
- e. 再販およびキャッシュバック金額 :
 - i. UEPP 価格ガイドラインに適合する機器のキャッシュバック金額は、その機器が処理された月に有効な UEPP に記載された、当該の機器の価値に基づきます。再販可能であるけれども UEPP 価格ガイドラインに適合しない機器のキャッシュバック金額は、当該の機器が処理された月に有効な UEPP に定められた当該の機器の価値から、当該の機器が UEPP 価格ガイドラインに適合しない要素分を差し引くことにより決定します。
 - ii. UEPP に掲載されていないサーバ、エンタープライズユニット、ストレージ、その他の機器については、デルのリカバリマネージャーまでブランド、構成、デバイス数をご連絡いただくと、お客様の条件に沿った見積書を作成いたします。
 - iii. 各機器のキャッシュバック金額はデルの独自の裁量による調整に従い、妥当とみなされません。
 - iv. 各機器のキャッシュバック金額は報告書に記載され、お客様はこれによって拘束されません。
 - v. 機能テストに合格できなかった機器、または外見テストでクラス「S」または「スクラップ」と分類された機器は、デルによってリサイクルまたは廃棄される機器となり、すべての該当する地域や国の規制や要件に従った方法で処分されます。
 - vi. キャッシュバック金額を得られるお客様には、次のように対応します。
 - デルは、キャッシュバックの受領に役立つ詳細情報を、各機器の作業報告書に記載して提供します。



- 現地の法令で許される限りにおいて、2 年以上留保されているキャッシュバック金額は、デルの独自裁量により、政府系機関に付託するまたはそのまま留保することができます。報告書が届いてから 30 営業日以内に、お客様への送金が必要であることを示す情報が記録されていれば、デルは前述の条件に従って処理された機器に対するキャッシュバックをお客様に支払うものとします。
 - vii. キャッシュバック金額は税抜き価格で示されているため、各当事者は支払われる金額に対して課せられる消費税、物品サービス税を支払うものとします。
 - f. ハードドライブの廃棄。
 - i. NIST 800-88 Rev.1 に準拠する方法で、機能している、正常に取り付けられハードドライブのデータサニタイズを実施します。
 - ii. データサニタイズに不合格した場合、デルは、その他のすべてのハードドライブを該当する地域または国の規制と要件に従った方法で破壊し、廃棄します。
 - g. その他の機器の廃棄：前述の再利用に適さない機器はすべて、デルが、該当する地域または国の規制と要件に従った方法で分解し、リサイクル、再利用、または廃棄します。
4. **報告書作成。**デルはお客様に、集荷した日から 35 営業日²以内に、電子メールで次の報告書を送信します。
- a. 報告書、および
 - b. 次の情報を含む、廃棄証明書：
 - i. デルがすべてのシステムハードドライブのデータがデルにより正常にサニタイズされたことを示す、データサニタイズ証明書
 - ii. その他すべてのハードドライブについて、前述の A.3.f 項に従って、データがサニタイズされ破壊されたことの確認その他
 - iii. その他すべての機器が、地域または国の規制要件とガイドラインに従って、廃棄 / リサイクルされたことの確認

B. お客様の責任

² 沖合の領域、離島、その他の遠方や僻地における集荷の場合、搬送や報告書の送付により多くの時間がかかる場合があります。



1. **全般。**お客様は、デルに機器を渡す前に、残しておくデータまたはソフトウェアをバックアップしておくものとします。本サービス概要に従って提供されるサービスには、機器からデータまたはソフトウェアを復元するサービスは含まれていません。
2. **データの削除。**このサービスは、お客様の社外秘情報、専有情報、機密情報、またはその他の非公開データを格納した機器の廃棄を目的とするものではありません。お客様は、デルのロジスティクスプロバイダが集荷する前に、社外秘情報、専有情報、機密情報、またはその他の非公開データ、およびサードパーティ製のソフトウェアをすべての機器から削除しておくものとします。
3. **集荷。**集荷の前に、お客様は次の作業をしておくものとします。
 - a. 集荷のスケジュール設定時に、サイトへのアクセスにかかわる問題、安全保障制限、組合規則、保険条件
証書、ドッキングの制限、時間の制限について申告します。
 - b. グアム、プエルトリコ、サモア諸島、米領ヴァージン諸島、またはその他デルから要求のあった国からの発送に対する、コマーシャルインボイスを作成しておきます。
 - c. 社外秘情報、専有情報、機密情報、その他の非公開データ、およびサードパーティ製ソフトウェアをあらゆる機器から削除します。
 - d. すべてのパスワードとその他のアクセスセキュリティ機能を削除または無効にし、機器に搭載されている盗難防止ソフトウェアやノートパソコン追跡ソフトウェアを停止しておきます。
 - e. 機器に含まれるサードパーティ製ソフトウェアに関連するライセンスを終了または譲渡しておきます。 f. データストレージメディア（CD、DVD、ZIP など）を機器からすべて取り外して保管しておきます。
 - g. すべてのプリンタからインクやトナーのカートリッジを取り外しておきます。
 - h. 機器にはコンピュータハードウェアのみが含まれ、器具、オフィス機器、バイオハザード廃棄物、バイオハザード機器、資材、梱包材、または箱などが含まれていないことを確認します。
 - i. 機器のすべてのコンポーネントがあり、正しく組み立てられていることを確認します。これは、機器を分解した場合に、その価値が低下したり、まったくなくなったりすることがあるためです（システムのハードドライブ、メモリ、またはバッテリーがなくなっている場合など）。
 - j. すべての機器を電源やラックから取り外し、パッケージや箱から取り出し、集荷の対象ではない機器と明確に区別できるようにします（お客様によって集荷前に機器がパッケージまたは箱に入れられていた場合、デルは集荷のスケジュールを再設定し費用をお客様に請求する場合があります）。



あります、あるいは、お客様による梱包に関する権利放棄書に署名しお客様による資産の梱包またはシュリンク包装を可能にすることもできます)。

- k. 各サイトの機器を、デルのロジスティクスプロバイダが問題なく出入りできる中央の場所に集めます。
 - l. サイトのご担当者はデルのロジスティクスプロバイダを機器まで案内し、デルのロジスティクスプロバイダが正しい機器を持ち出せるように確認します。
4. **お客様による保証。**お客様は、次の内容について表明し、また保証するものとします。
- a. 機器に対して正当な所有権を持ち、機器が抵当権、要求権利、負債などの対象になっていないこと
 - b. 機器から、社外秘情報、専有情報、機密情報、またはその他の非公開データ（個人を識別するために利用される個人情報を含む）を削除し、回復不可能にしてあること
 - a. 当該機器の販売について正式に認可を受けており、当該販売はお客様を拘束する契約または判決に違反するものではないこと
 - b. お客様による別途の開示がありかつ発送に先立ってデルにより書面にて承認された場合を除き、機器は、デルに届けられた時点でメーカーが発表している仕様に沿って稼働するものとします。

お客様が本サービス概要に記載されているいずれかの義務または保証を履行しなかった場合、デルは、本サービスを提供する義務も、お客様の契約違反によって発生した損害に対する責任も一切負わないものとします。また、お客様の義務または保証の不履行によって生じた追加の時間や資材、およびデルまたはデルのプロバイダが被った損失や損害について、お客様から追加の料金および費用をいただくことがあります。

上記に加え、お客様は、機器に含まれている、またはアクセスされる可能性があるデータ（以下、「データ」）に関するあらゆる請求、責任、または法的義務からデルを免責し、防御し、損害を与えないようにするとともに、これから生じるすべての費用および料金を支払うことに同意します。これには、
(i) データが不適切にアクセスされた場合や、安全な方法で管理されていなかった場合に受ける請求、または (ii) 保管もしくは転送されたデータや個人情報のセキュリティや保護に関する法令に基づく義務や責任が含まれます。

C. 価格および支払い条件



お客様には、次のデルの地域ごとの表に示す最小集荷数に従って機器単位で料金が請求されます。地域ごとの最小数に満たない場合は、ここに示す最小集荷数に対する費用をいただきます。

デルの地域*	APJ（日本 / アジア太平洋地域）
集荷ごとの最小機器数	10 機器

*地理的な制限が適用される場合があります、また最小機器数は国ごとに異なります。

*日本の場合、回収拠点は東京都、神奈川県、埼玉県内からに限定されます。

機器あたりの料金は、デルが発行する見積書に記載されます。これには、関連するケーブル、周辺機器、ドッキングステーション、ポトリプリケータ、外付けドライブ、キーボードおよびマウスが含まれています。その他のアイテムはまとめて重量を測定し、18 kg (40 ポンド) ごとに 1 機器として料金が請求されます。その他のアイテムには次が含まれます。

- 外付けのコンピュータ部品（ケーブル、周辺機器、外付けドライブ、キーボード、マウス、ドッキングステーションなど）
- 取り外し可能な内蔵のコンピュータ部品（ハードドライブは除く）
- コンピュータに関連していない部品（通信関連部品 / 携帯電話、DVD/DVR）

お客様側で用意した梱包材 / 箱の集荷および / またはリサイクルは、本サービスの費用には含まれていないため、追加料金になります。

お客様は、本サービス概要をもって、該当するデルの注文確認書に基づく機器ごとの料金、および本サービス概要に記載されている追加の料金および費用を支払うことに同意したものとみなされます。お客様はデルが、本サービス概要に基づいてデルがお客様に支払う金額から、本サービス概要に基づいてデルに支払われる金額を差し引く権利をデルが有することを認め、同意するものとします。

追加料金。

- デルが提供するサービスにおいて、機器の数が発注された数量を超えた場合、関連するサービスについて機器ごとの料金が請求されます。
- 取り外し可能なハードドライブでシステムに含まれていないものは、追加料金がかかります。



- 標準的な運送費は本サービスに含まれます。
 - 機器の重量が 18 kg (40 ポンド) を超えた場合、追加の運送費が必要になることがあります。
 - 沖合の領域、離島、その他の遠方や僻地で集荷する場合は、追加料金が必要です。
 - アクセス制限や車両制限、組合規則、時間制限を課せられるサイトや、通常の営業時間後のサービスには、追加料金が発生します。
- お客様、サイト、機器が本契約書に記載された要件を満たしていない場合、該当するサービスのスケジュールの再設定が必要になるか、追加料金が適用されることがあります。
- お客様または機器の準備が整わず（お客様による梱包に関する権利放棄書の承諾なしに機器がお客様によって集荷前に梱包されていた場合、サイトにかかる制限が通知されていない場合、設定された集荷日の 48 時間前のキャンセルの場合など）、デルのロジスティクスプロバイダが予定日に機器を集荷できなかった場合、追加料金が必要になることがあります。
- 集荷時に誤った機器が見つかった場合の費用は、お客様に負担していただきます。

D. 重要な補足条件

所有権と損失のリスク。 デルまたはデルのロジスティクスプロバイダには、集荷サイトを離れた後の機器の損失または損害のリスクを負う義務があります。デルまたはデルのロジスティクスプロバイダが機器を受け取ったときから、所有権はデルまたはデルのロジスティクスプロバイダに渡ります。

保証および義務。 本サービス概要に基づいて提供される本サービスにのみ具体的に関連しているため、原契約における矛盾する条件にかかわらず、次の契約条件が適用されます。

1. **保証。** デルは、商業的に妥当な範囲で本サービスを実施することを保証します。デルは、明示または黙示にかかわらず、商品性、特定の目的に対する適合性の黙示的保証または条件を含み（ただし、これらに限定されない）、いかなる保証も行わず、またその他一切の保証および条件の要求を受け付けません。
2. **責任の制限。** 本サービス概要に従って提供するサービスについて、デルとそのサービスプロバイダの責任には、かかる責任が発生する可能性について事前に知らされていた場合でも、常に以下に示す制限や除外条件が適用されます。



- a. デルは、次のいかなる場合においても（契約の記述、不法行為の有無、またはその他を問わず）、一切責任を負わないものとします。（I）逸失利益、データまたはソフトウェアの損失または破損、取引上の損失、機器上のデータに適用される可能性がある第三者の要件への非準拠、（II）結果的損害、特別損害、間接損害、付随的損害、懲罰的損害（該当する場合）、または（III）第三者からのあらゆる賠償要求。
- b. デルは、デルが本サービス概要に基づいて集荷を行う前に、お客様が機器から削除しなかったデータ、機密情報、またはサードパーティ製ソフトウェアの破損、損失、開示、または利用に起因または関連する損害について（契約の記述、不法行為の有無、またはその他を問わず）、一切責任を負わないものとします。
- c. 機器の物理的アイテムの損失に起因または関連して、デルが最大限の全面的責任を負う場合でも（契約の記述、不法行為の有無、またはその他を問わず）、そのアイテムが損失として最初に検出された月の UEPP に記載された額を超えることはないものとします。
- d. 1 年以内に本サービス概要に起因または関連して発生した賠償要求で、デルが責任を負った総額は（契約の記述、不法行為の有無、またはその他を問わず）、その 1 年以内に本サービス概要に基づいてお客様が支払われた、または支払う総額を超えることはないものとします。

デルの過失に起因する不法行為、人身事故、死亡事故について、または適用される法律に従って制限できないその他の損失について、デルは責任に制限を設けません。適用される法律によって本サービス概要のいずれかの部分や責任の制限が禁止されている場合、両当事者はその制限の修正に同意し、いずれかの当事者がそれ以上の処置を行うことなく、該当する法律によって許可された最大限の効果に幅広く対応できるようにします。

